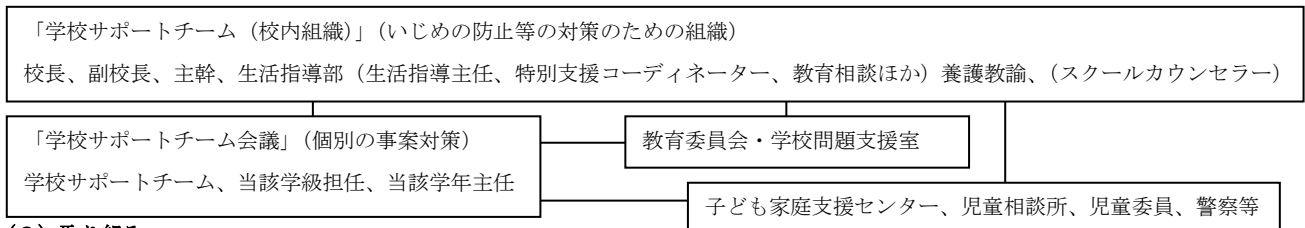


新宿区立愛日小学校「いじめ防止対策学校基本方針」

(1) 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子供にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- 子供の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子供に寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

(2) 組織



(3) 取り組み

未然防止のために

- 人権尊重教育・道徳教育の充実（全体計画を基にした継続的な指導・いじめに関する授業の実施）
- 体験活動の充実（自己有用感の向上、あいさつ隊等による人との関わりを大切にする態度の育成）
- 情報モラル教育の充実（携帯電話やスマートフォンに関する情報モラル教育の実施）
- 保護者・地域住民との連携の促進（情報収集、情報共有、早期対応）
- 弁護士等を活用した法教育の実施（法的観点からいじめについて学ぶ授業の実践）
- 教職員の意識の向上（いじめに関する行内研修の実施）

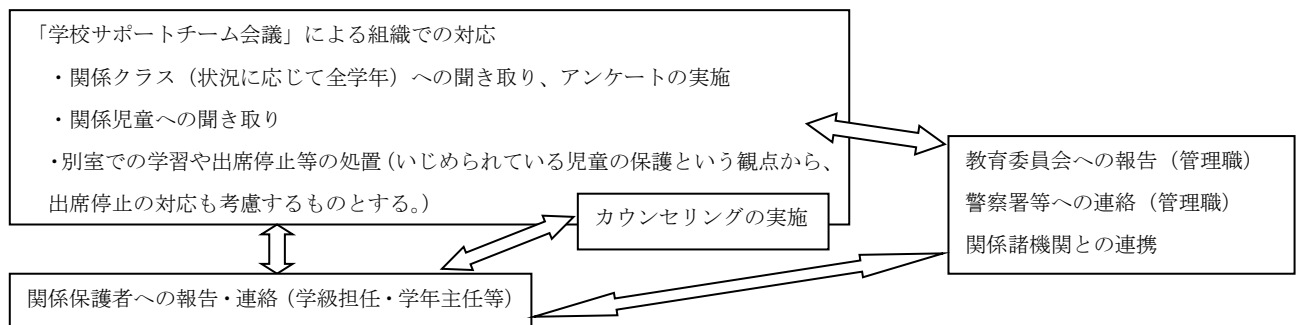
早期発見のために

- ふれあい月間（6月、11月、2月にアンケートを実施し、個々の児童の実態把握に努める。）
- 相談の場の確保（スクールカウンセラー・教育相談機関等、担任以外に相談できる場を確保し、周知する。）
- 児童の様子を観察（校内巡回を通して児童の見守りと観察を行う。）
- 保護者・地域との連携（学校便りや保護者会を通じて学校の情報を積極的に発信する。）

早期対応のために

- 教育委員会への報告、警察・児童相談所との連携・協力、PTAとの連携
- チームによる支援・対応の確立（担任と学校サポートチームの情報共有の場の設定、対応の協議、迅速な対応を行う。）
- ふれあい月間のアンケート結果から継続性のある事案への対応（担任と生活指導主任による当該児童への個別指導を行う。）

(4) 重大事態への対応（児童の身体や財産への侵害行為等、重大事態の事実及び発展する可能性がある判断される事態が発生した場合）



(5) その他

- 学校評価による一年間の取り組みの評価・改善（各学校共通項目に沿った項目の実施）
- PTA、地域協働学校運営協議会との連携・活用